

近畿厚生局長への届出事項に関する事項

1. 当院は、次の施設に適合している旨の届出を行っています。

2026.6.1現在

基本診療料

- 地域包括ケア入院医療管理料1
- 機能強化加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 診療録管理体制加算2
- データ提出加算1・3
- 入退院支援加算1
- 後発医薬品使用体制加算2
- 医療安全対策地域連携加算2
- 外来・在宅ベースアップ評価料1の注の5
- 電子的診療情報連携体制整備加算2(入院)
- 口腔管理連携加算
- 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 療養病棟入院基本料1
- 療養病棟療養環境加算1
- 療養病棟療養環境加算2
- 在宅復帰機能強化加算
- 経腸栄養管理加算
- 感染対策向上加算3・連携強化加算
- 認知症ケア加算2
- 医療安全対策加算2
- 入院ベースアップ評価料65
- 在宅医療DX情報活用加算1
- 電子的診療情報連携体制整備加算2(外来)
- 身体的拘束最小化推進体制加算

特掲診療料

- がん性疼痛緩和指導管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- がん患者リハビリテーション料
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 電子的診療情報評価料
- 地域連携診療計画加算
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 在宅医療情報連携加算
- CT撮影
- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- 別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 薬剤管理指導料
- 下肢創傷処置管理料
- 医療情報取得加算
- 検査・画像情報提供加算
- 救急患者連携搬送料2
- 心不全再入院予防継続管理料3
- 酸素の購入単価

2. 当院は、入院時食事療養に関する特別管理の届出の係る食事を提供しています。

- 特別管理による食事の提供では管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食については午後6時以降)適温で提供されます。

選定療養費に関する事項

- 特別の療養環境の提供